

# 諸願要用留帳にみる幕末期下小坂村の状況

池田治司

## はじめに

大阪商業大学商業史博物館には、嘉永七年（一八五四）五月末から慶応四年（一八六八）二月までの約一四年間にわたる村政記録をまとめた「河州若江郡下小坂村諸願要用留帳」〔以下「諸願要用留帳」と略記する。〕がある。この表題からして明らかのように、ここに記録された内容のほとんどは、代官所や奉行所に宛てた願書や届書の類である。この史料は当館が所蔵する同州同郡御厨村加藤家文書に含まれる。御厨村は下小坂村の北に隣接するが、この史料が加藤家文書に残った理由は、この時期に御厨村庄屋勘左衛門が下小坂村の取締・兼帯庄屋を務めていたことによる。

この史料に記録された案件は、以下の九項目に分類できる。

ア、村役人交替

イ、入牢・死亡・検死（片付）・相続

ウ、失人（家出）・帰宅

エ、人別送り・出稼・仕付金約定・奉公人引戻し

オ、定免・破免・検見・雨乞・刈上・毛替

カ、預ケ銀・預ケ米・質物銀滞出入

キ、堂宇再建・住職退寺・住職復住

ク、弁金

ケ、新印形使用

その内容はこのように村政全般にわたっており、それを具体的にみることによって、幕末期の下小坂村の状況を分析してみたい。

## 一 下小坂村幕府領の概況

御厨村庄屋勘左衛門が村政に関わったこの時期の下小坂村支配は、石丸鈔太郎知行所と幕府領との相給で、村高で言えば総高六七四石八斗六升八合のうち、石丸鈔太郎知行所は四八〇石一斗七升七合、幕府領は一九四石六斗九升一合と割合的には石丸氏の知行所が幕府領を大きく上回る。そして、御厨村庄屋勘左衛門が庄屋を兼帯した土地は、その内の幕府領である。<sup>②</sup>この幕府領は、「諸願要用留帳」に載る記録を見ると、対象期間のうち嘉永七年から安政二年（一八五五）三月までは大津御役所支配、安政二年三月二十八日から記録の最終慶応年間までは信楽御役所の支配となっている。

ここで、この時期の下小坂村幕府領の概況を見るために、同じく加藤家文書に残るこの期間の下小坂村「家数人別増減帳」<sup>③</sup>から家数人数の推移を一覧表にまとめた（表1）。これを見ると、家数も人数も年々減少していることがよくわかる。後で紹介するが、その衰退が、「諸願要用留帳」の内容にもあらわれている。また、表1には示していないが、村高一九四石六斗九升一合のうち、居村百姓の持高が作出百姓の持高を大きく下回っているのも下小坂村幕府領の特徴で、さらに万延二年（一八六一）にはその少ない居村百姓の持高すら下方修正されている。<sup>④</sup>

## 二 「諸願要用留帳」の目録

ここで、「河州若江郡下小坂村諸願要用留帳」の記載内容の説明に

（表1）幕末期下小坂村家数人数一覧

	家数 (A+B+C)	高持 (A)	無高借地 (B)	無高借家 (C)	総人数	人数内訳
嘉永7年	43	11	32		203	男103、女100
安政2年	42	11	31		194	男103、女91
安政3年	43	9	11	23	196	男103、女93
安政4年	45	9	13	23	192	男99、女93
安政5年	44	9	13	22	182	男90、女92
安政6年	42	8	12	22	179	男91、女88
安政7年	42	8	13	21	172	男85、女87
万延2年	39	8	11	20	158	男76、女82
文久2年	38	8	10	20	153	男73、女80
文久3年	37	8	10	19	148	男74、女74
文久4年	37	8	10	19	148	男75、女73
慶応2年	36	6	10	20	148	男75、女73

※上記「家数」「総人数」からは寺や僧の数を除いている。各年寺の軒数は1軒、僧の数は2人である。

入る前に、概要を見るために記載事項を目録にまとめてみた。それが次の表2である。なお、分類に示した記号は、冒頭の九項目の類型を指している。

(表2) 河州若江郡下小坂村諸願要用留帳内容目録

No	内 容	作成者又は当事者	宛 名	作成日	分類
1	差上申御請書之事〔下小坂村庄屋喜右衛門義入牢御吟味中二年寄善右衛門儀者出奔いたし当時庄屋年寄共無之二付而最寄御厨村庄屋勘左衛門江取締庄屋被仰付候〕	下小坂村頭百姓吉兵衛・百姓代儀兵衛・御厨村庄屋勘左衛門	大津御役所	嘉永7年5月28日	ア
2	乍恐口上〔庄屋喜右衛門儀入牢被仰付候処重病二付養生不相叶相果申候〕	下小坂村百姓嘉兵衛・番人平助	御奉行所	嘉永7年6月5日	イ
3	差上申一札〔庄屋喜右衛門入牢被仰付候処重病二付養生不叶相果候二付其段御訴申上候御検使被成下死骸御見分之上仮片付二いたし置候様被仰付候御請証文〕	下小坂村頭百姓儀兵衛・吉兵衛	御奉行所	嘉永7年6月5日	イ
4	乍恐以書付御届奉申上候〔庄屋喜右衛門儀病死仕其段御奉行所江御届奉申上候御検使之上病死二相違無之段書付奉差上候処死骸仮片付被仰付候二付此段御届〕	下小坂村百姓代儀兵衛・右村取締御厨村庄屋勘左衛門	大津御役所	嘉永7年6月6日	イ
5	乍恐口上〔年寄善右衛門儀当家出仕候二付三十日限尋方被仰付御日限相満候二付此段御断〕	下小坂村頭百姓清次郎	御奉行	嘉永7年6月22日	ウ
6	乍恐口上〔年寄善右衛門三十日限尋方被仰付候得共相知れ不申候二付猶又三十日尋方被仰付候得共今以行衛相知れ不申二付御日限相満候間此段御断〕	下小坂村頭百姓小右衛門	御奉行	嘉永7年7月28日	ウ
7	乍恐口上〔庄屋喜右衛門年寄善右衛門家出仕候義御尋二付奉申上候〕	下小坂村頭百姓小右衛門	御奉行	嘉永7年7月27日	ウ
8	乍恐以書付奉申上候〔庄屋喜右衛門年寄善右衛門兩人義御備筋御用途之内江金老兩宛上納方差支候二付都合式兩村内鉄次郎久右衛門義御冥加を弁上納仕度奉存候〕	下小坂村村取締庄屋御厨村庄屋勘左衛門	大津御役所	嘉永7年8月2日	ク
9	乍恐以書付奉願上候〔当年者臨時之諸入用茂多分二相懸り候次第第二茂御座候二付九分米納分不殘難波御蔵納二被為仰付下候八、右入用之余銀を以臨時之諸入用價二も仕度奉存候〕	下小坂村頭百姓伊右衛門・百姓代儀兵衛・右村取締御厨村庄屋勘左衛門	大津御役所	嘉永7年8月2日	ク
10	乍恐以書付奉願上候〔百姓代儀兵衛印形磨滅仕難相用候二付新印形相用申度奉存候〕	下小坂村取締御厨村庄屋勘左衛門	大津御役所	天保(嘉永カ)7年9月5日	ケ
11	人別送手形之事〔先庄屋死去喜右衛門娘別宅こと弟善蔵当寅九歳二罷成候者此度其御丁内菱屋卯兵衛方江養子等候段申出二付承届人別送差出候〕	下小坂村右村取締御厨村庄屋勘左衛門	西高津町年寄木綿屋源左衛門	嘉永7年9月	工

No	内 容	作成者又は当事者	宛 名	作成日	分類
12	人別送手形之事〔河州若江郡下小坂村熊治郎弟福松当寅六才二罷成候者此度其御丁内西川屋太助支配かしや中嶋屋弥兵衛方江養子二差遣度段申出候二付人別送手形差出候〕	下小坂村取締御厨村庄屋勘左衛門	天満九丁目御年寄衆中	嘉永7年9月	工
13	乍恐以書付失人御訴奉申上候〔年寄善右衛門家出仕候二付三十日尋方被為仰付相尋候得共行衛相知不申尚又精々相尋候得共何等相知不申乍恐此段御届奉申上候〕	下小坂村百姓代儀兵衛・右村取締御厨村庄屋勘左衛門	大津御役所	安政2年1月12日	ウ
14	御厨村堤方定助方へ嫁付候二付卯二月五日人別送遣し候	無高卯之吉姉つま		(安政2年)卯二月七日	工
15	高井田村四郎兵衛方勝次郎当卯二十一才此度元七方の養子二參候二付人別引取一札差遣申候	元七			工
16	放出村休八娘りの与申者去寅三月二長助方へ嫁付候二付人別送り先喜右衛門方預り置二付引取手形差遣申候	長助		安政2年2月11日	工
17	新家村佐兵衛方養女	くま孫なつ		安政2年2月11日	工
18	菱屋東新田栄助方養女	くま孫いわ		安政2年2月11日	工
19	同村西方儀助養女參二付人別送り手形差出し申候	半七同家こと		(安政2年)2月15日	工
20	右同断由兵衛方二嫁付二付人別送り手形差出し申候	同人娘たか			工
21	同村西方徳右衛門同家とさ東方定右衛門嫁付人別引取手形出申候	定右衛門		安政2年2月	工
22	同村常右衛門娘ふさ当卯式拾八才二罷成候者豊助方江嫁付来ル二付引取遣候	豊助		(安政2年)2月18日	工
23	私妹かん当卯式拾五才二罷成候者此度同村私領方常右衛門方江嫁付候段申出二付人別送り手形遣候	磯吉		(安政2年)8月12日	工
24	乍恐以書付奉願上候〔御厨村庄屋勘左衛門何卒取締庄屋之儀兼帯庄屋として御申送被為成下度乍恐此段奉願上候〕	下小坂村頭百姓伊右衛門・百姓代儀兵衛・見習庄屋鉄次郎	大津御役所	安政2年3月26日	ア
25	乍恐以書付雨乞御願奉申上候〔雨潤無御座六月差入の照続与相成於氏神前献御燈明一雨御座候而立毛出穂二相成候迄百姓一統祈念仕雨乞仕度乍恐此段御願奉申上候〕	下小坂村百姓代儀兵衛・見習庄屋鉄次郎・右村兼帯御厨村庄屋勘左衛門	信楽御役所	安政2年7月5日	才
26	乍恐以書付御破免奉願上候〔旱魃大風雨両難二而難仕候故無余儀御破免奉願上候〕	下小坂村兼帯御厨村庄屋勘左衛門	信楽御役所	安政2年9月15日	才

No	内 容	作成者又は当事者	宛 名	作成日	分類
27	乍恐以書附刈上奉願上候〔急早稲之分当村苜旬二御座候二付刈上奉願上候尤御取箇之儀八晩稲上合毛並ヲ以被為仰付願上候〕	下小坂村百姓代儀兵衛・見習庄屋鉄次郎・右村兼帯御厨村庄屋勘左衛門	信楽御役所	安政2年9月	才
28	乍恐以書付奉願上候〔御検見御案内二百性代儀兵衛義平日之持病差発見習庄屋鉄次郎儀八若輩二而頭百姓伊右衛門為立会度候二付乍恐此段奉願上候〕	下小坂村百姓代儀兵衛・見習庄屋鉄次郎・右村兼帯御厨村庄屋勘左衛門	信楽御役所	安政2年9月28日	才
29	乍恐以書付奉願上候〔百姓伊右衛門儀当卯五拾歳二相成甚実体成もの二而筆算等も相応之出来候二付此度村方高持百姓相談之上年寄役乍恐奉願上候〕	下小坂村百姓代儀兵衛・鉄次郎・右村兼帯御厨村庄屋勘左衛門	信楽御役所	安政2年11月7日	ア
30	乍恐以書付奉願上候〔早魃大風雨兩難二而難渋仕候而小百姓共取続出来候様勘弁願〕	下小坂村百姓代儀兵衛・見習庄屋鉄次郎・右村兼帯御厨村庄屋勘左衛門	信楽御役所	安政2年10月	才
31	乍恐以書付奉願上候〔父農業透間二質屋渡世仕居然ル処病死二付相続願〕	下小坂村治三郎改名徳蔵・見習庄屋鉄次郎・右村兼帯御厨村庄屋勘左衛門	信楽御役所	安政2年11月7日	イ
32	乍恐以書付村帰住奉願上候〔祖父善右衛門親類洪川郡北蛇草村直右衛門方迄罷歸候二付様子糺候所四国八十八ヶ所巡拝二罷出病氣二為取合日数相掛り候二付帰村願〕	下小坂村願人百姓元三郎・年寄伊右衛門・右村兼帯御厨村勘左衛門	信楽御役所	安政2年11月8日	ウ
33	乍恐御訴訟〔浄雲寺本堂大地震二而潰再建願、尤御法度之彫物組物其外結構成作事等不仕候〕	下小坂村浄雲寺、住持慈戒、右村兼帯御厨村庄屋勘左衛門、年寄伊右衛門、右村庄屋治右衛門、同覚次郎、年寄仁右衛門、同村大工安兵衛	御奉行	(安政2年)卯11月	キ

No	内 容	作成者又は当事者	宛 名	作成日	分類
34	・表書絵図目録之通御法度之作事二而者無御座若相違之儀御座候ハ、私越度二可被仰付候以上 ・〔再建願書再掲、安政二卯年十一月十三日〕 ・右願書を以西御奉行所江願出候処再建願之儀二候得者三方庇不相成対間数も取縮可願出候様被仰付候二付願下ケ二而一同引取候事 ・十一月十八日控書之通書付奉願上候所御掛り大森隼太様御調之上御聞濟二相成候二付控置候事	内淡路町四丁目大坂大工年寄紀伊国屋平兵衛		安政2年11月13日	キ
35	乍恐口上〔年寄善右衛門隣村迄立歸り候段御支配御役所へ届出候所召連罷出候様被仰付候得共同人義又候当月二十五日家出仕候而行衛相知不申旨御届〕	下小坂村年寄伊右衛門	御奉行	安政2年11月29日	ウ
36	乍恐以書付奉申上候〔当村年寄善右衛門召連罷出候様被仰付候得共同人義又候当月二十五日家出仕候而行衛相知不申旨御届〕	下小坂村兼帯御厨村庄屋勘左衛門	信楽御役所	安政2年12月6日	ウ
37	我等妹たみ義其元江致嫁付候二付荷物為仕付料銀四百目差遣候間万一不嫁二而罷歸り候節者右仕付料御戻し可被成候為後証差入申一札如件	下小坂村たみ兄清五郎	同村弁次郎	安政2年12月	工
38	其元殿妹たみ我等妻二貫請候二付荷物為仕付料銀四百目御遣被下慥請取申候万一不嫁いたし時者右仕付料相添差戻し可申約定御座候為後証差入申一札如件	下小坂村貫請人弁次郎	同村清五郎	安政2年12月	工
39	乍恐以書付御定免奉願上候〔当辰年〇申年迄五ヶ年之間御定免年継奉願上候尤年季中三分以上之損毛相立候年柄二者御検見取二被為仰付候様奉願上候〕	下小坂村百姓代儀兵衛、年寄伊右衛門、見習庄屋鉄治郎、右兼帯御厨村庄屋勘左衛門	信楽御役所	安政3年1月13日	才
40	高井田村与兵衛悴政治郎当辰式拾六才二罷成候者此度養子貫請候二付人別送り之請取手形相渡	吉兵衛		(安政3年)辰2月10日	工
41	西郡村与三右衛門娘せい当辰拾九才二罷成候者此度養女二貫請候二付人別送り之請取手形相渡	吉兵衛		(安政3年)辰2月10日	工
42	悴万治郎当辰式拾六才二罷成候者撰州東成郡野江村宇兵衛同居二引越候二付人別送手形差遣候 引取入	吉兵衛		(安政3年)辰2月10日	工
43	私妹なか改名しゆう当辰式拾九才二罷成候者同村御私領方久七方江致嫁付候二付人別送手形差出し申候 引取入	判七		(安政3年)辰2月10日	工
44	同村御私領徳兵衛養女ふさ当辰式拾四才二罷成候者私女房二貫請人別送手形請候 引取手形相渡	甚兵衛			工

No	内 容	作成者又は当事者	宛 名	作成日	分類
45	私養女やゑ当辰拾八才二罷成候者菱江村御私領方長右衛門方江嫁付いたし候二付人別送手形渡	先庄屋喜右衛門			工
46	私妹かん当辰貳拾六才二罷成候者川俣村治兵衛方江嫁付いたし候二付人別送手形渡	磯吉			工
47	乍恐口上〔河州若江郡西郷村吉兵衛同家与七郎幼少代文平少当村せい請人并年寄相手取質物銀滞出入被願上候所右証文面奥印年寄之廉御尋二付奉申上候〕	下小坂村当時御厨村庄屋兼帯勘左衛門他出二付代頭百姓清五郎	御奉行	安政3年3月19日	力
48	乍恐御訴訟〔家屋敷質物銀出入、下小坂村せい所持之家屋敷慥成証文を取質物二取銀子五貫目預ヶ置此利先月迄貳百四拾四匁元利都合七貫七百四拾四匁相滞候〕	西郷村吉兵衛同家願人与七郎幼少代文平、庄屋五郎右衛門	御奉行	安政3年3月18日	力
49	出稼手形之事〔下小坂村喜平次当辰五拾歳同人女房よし当辰四拾四歳、貳人之者出稼いたし度申出二付宗旨悪事掛合無御座候旨御届、宅替等連絡依頼〕	下小坂村兼帯御厨村庄屋勘左衛門、	玉造平野口町御役人中	安政3年5月	工
50	乍恐以書付御検使御願奉申上候〔下小坂村無高清八女房くら当辰四拾貳才二罷成候者家出村帳外二相成無宿宇兵衛と申者立帰り右くら殺害、くら相果候二付検使願〕	下小坂村年寄伊右衛門、下小坂村兼帯御厨村庄勘左衛門	信楽御役所	安政3年7月2日	イ
51	乍恐以書付奉願上候〔大和川筋築留用水下り不申田方植付後潤雨無数地所照割と相成候二付御検見入願〕	下小坂村百姓代儀兵衛、年寄伊右衛門、見習庄屋鉄次郎、兼帯御厨村庄屋勘左衛門	信楽御役所	安政3年8月2日	才
52	私方養子真次郎当辰十八才罷成候者此度不嫁二付大阪安土町壱丁目森田屋吉五郎支配に也丹波屋忠助方江差戻し人別送遣又	喜右衛門後家せい、鉄次郎代松之助		(安政3年)8月27日	工
53	乍恐以書付刈上奉願上候〔急早稲之分当時刈向二而刈上奉願上候尤御取箇之儀者晩稲上合毛並を以被為仰付下度願〕	下小坂村百姓代儀兵衛、年寄伊右衛門、庄屋鉄次郎、右村兼帯御厨村庄屋勘左衛門	信楽御役所	安政3年9月	才
54	乍恐以書付家出御訴申上候〔下小坂村保太郎代宇右衛門当村百姓丑松相手取建家田畑質物銀出入願上候所右丑松致家出候二付三十日尋方被為仰付候得共行衛相知れ不申〕	下小坂村丑松五人組平八、百姓代儀兵衛、年寄伊右衛門、見習庄屋鉄次郎、右村兼帯御厨村庄屋勘左衛門	信楽御役所	安政3年9月21日	ウ

No	内 容	作成者又は当事者	宛 名	作成日	分類
55	乍恐以書付家出御訴申上候〔下小坂村丑松建家田地質物銀出入被願上対決可仕之处対決を恐家出いたし候所行衛相知し不申尋不出二付銭三貫文過料被仰付上納仕候〕	下小坂村兼帯御厨村庄屋勘左衛門	信楽御役所	安政3年10月21日	ウ
56	私忤伊之助当巳八才二罷成者此度上小坂村宇右衛門方へ養子二差遣人別送差出し候	吉右衛門		(安政4年)2月11日	工
57	乍恐以書付御訴奉申上候〔下小坂村丑松建家田地質物銀出入対決を恐家出いたし二付銭三貫文過料被仰付上納仕候段御訴奉申上候八、百八十日尋方被仰付相尋候得共行衛相知不申御日限も相満候二付此段御訴奉申上候〕	丑松五人組喜左郎、平八、礒兵衛、川右衛門、百姓代儀兵衛、年寄伊右衛門、見習庄屋鉄次郎、下小坂村兼帯御厨村庄屋勘左衛門	信楽御役所	安政4年5月3日	ウ
58	覚〔質物銀利息滞出入対談行届候段相違無候二付約定書差入申候〕	下小坂村致家出候丑松母やす頓二付喜左郎、河州若江郡下小坂村兼帯御厨村庄屋勘左衛門	下小坂村願人保太郎幼少代宇右衛門	安政4年5月6日	力
59	乍恐口上〔下小坂村并庄屋江掛り質地所式口請取方之儀私領方同村保太郎幼少代宇右衛門の奉願上候所相手丑松母頓二付喜左郎并庄屋の利足相違之儀歎キ被願上候処双方江実意之対談可致方御利解被為仰聞対談行届候二付奉申上候〕	下小坂村保太郎幼少代宇右衛門、付添見習庄屋麻次郎、同村やす頓二付代喜左郎、右村兼帯御厨村庄屋勘左衛門	信楽御役所	安政4年5月6日	力
60	乍恐以書付歸住奉願上候〔下小坂村丑松義対決を恐家出いたし村帳外被仰付然ル先月二十五親類大坂安土(堂)寺町大和屋安兵衛方迄罷歸候二付様子承糺候所心願伊勢參宮仕不計病氣二為取合日数相掛り立歸り候二付村歸住之儀御聞濟願〕	右丑松五人組平八、百姓代儀兵衛、年寄伊右衛門、見習庄屋鉄次郎、右村兼帯御厨村庄屋勘左衛門	信楽御役所	安政4年7月	ウ
61	御差紙〔下小坂村安(保)太郎幼少二付代宇右衛門寄り同村御料方牛(丑)松家出跡同人母やす并庄屋江相懸り約定違変出入之由右役場添翰持參利解願書差出候条其地二おゐて埒明事二候八、可濟之滞子細有之八始末書取調罷出可相届於不參者可為越度者也〕	下小坂村御料方牛(丑)松家出□同人母やす、庄屋、年寄	信楽御役所	(安政4年)7月11日	力

No	内 容	作成者又は当事者	宛 名	作成日	分類
62	乍恐御訴訟〔米預ケ滞出入、河州若江郡下小坂村相手鉄次郎（喜右衛門病死二付） 渋川郡植松村相手かう（徳五郎病死二付）へ米拾石預ケ置申候所右米相戻し呉候様被為仰付願〕	河州若江郡成法寺村願人伊助	信楽御役所	安政5年5月晦日	力
63	乍恐以書付願下奉申上候〔下小坂村鉄次郎外売人相手取米預ケ滞出入奉願上候所対決可仕様被為仰付罷在候処対談対談行届出入下済仕候様相成候、依之願下ケ仕候〕	河州若江郡成法寺村伊助、相手鉄次郎、右村兼帯付添御厨村庄屋勘左衛門、成法寺村付添頭百姓嘉兵衛	信楽御役所	安政5年7月3日	力
64	乍恐以書付失人御届奉申上候〔下小坂村無高嘉兵衛、妻とき、娘こと、家出仕候二付行衛相知セ不申候二付御届奉申上候〕	右嘉兵衛五人組頭清次郎、年寄伊右衛門、右村兼帯御厨村庄屋勘左衛門	信楽御役所	安政6年正月13日	ウ
65	乍恐以書付失人御届奉申上候〔下小坂村無高かん、同家幸介、同悻平次郎、家出仕候二付行衛相知セ不申候二付御届奉申上候以上〕	右かん五人組頭清次郎、年寄伊右衛門、右村兼帯御厨村庄屋勘左衛門	信楽御役所	安政6年正月13日	ウ
66	私娘きく当末貳拾六才二罷成候者此度同村御私領方嘉吉方江嫁付候二付人別送り差出候事	下小坂村新八		(安政6年)2月16日	ウ
67	私妹なを当末三拾六才二罷成候者此度同村御私領方五左衛門方江嫁付候二付人別送差出候事	下小坂村清五郎			ウ
68	乍恐以書付失人御届奉申上候〔下小坂村無高かん、同家幸助、同悻平次郎、家出仕候相尋候得共行衛相知れ不申候、三十日尋方被仰付相尋候へ共行衛相知れ不申御日切茂相満候二付御届奉申上候〕	かん五人組頭清五郎、年寄伊右衛門、兼帯御厨村庄屋勘左衛門	信楽御役所	安政6年2月19日	ウ
69	乍恐以書付失人御届奉申上候〔下小坂村無高嘉兵衛、妻とき、娘こと当、家出仕候二付三十日尋方被仰付相尋候へ共行衛相知れ不申御日切茂相満候二付御届奉申上候〕	嘉兵衛五人組頭清治郎、年寄伊右衛門、兼帯御厨村庄屋勘左衛門	信楽御役所	安政6年2月19日	ウ
70	乍恐御訴訟〔奉公人引戻し出入〕	鉄次郎、右村兼帯御厨村庄屋勘左衛門	御奉行	安政6年3月13日	工
71	乍恐御訴訟〔建家質物滞出入〕	八郎兵衛、庄屋作右衛門	御奉行	安政6年4月8日	力

No	内 容	作成者又は当事者	宛 名	作成日	分類
72	卯兵衛妹わさ当末三拾貳才二相成候者此度摂州住吉郡平野郷市町油屋善兵衛方へ嫁付送印形差出し候			安政 6 年 11 月 23 日	工
73	覚〔其元御親類下小坂村喜太郎居屋敷土蔵ヶケ所雪隠ヶケ所同村儀兵衛方へ質物入相成候所利足相滞候二付質流二譲受呉候様申之二付質取主儀兵衛江為譲呉候様被申出候二付右等之儀相違無之哉為念一応御引合申入候〕	兼帯御厨村庄屋勘左衛門	喜太郎御親類芝神並村八郎兵衛	(安政 6 年) 7 月 25 日	力
74	覚〔其元御親類下小坂村喜太郎居屋敷土蔵ヶケ所雪隠ヶケ所同村儀兵衛方江質物入二相成候所利足銀滞候二付及催促候所同人質流二譲受呉候様申之二付質取主儀兵衛江為譲呉候様被申出候趣申出二付右等之儀相違無之哉為念一応御引合申入候〕	兼帯御厨村庄屋勘左衛門	喜太郎殿親類芝神並村八郎兵衛	(安政 6 年) 7 月 25 日	力
75	乍恐以書付失人御訴奉申上候〔下小坂村無高清八、悻弥兵衛、同仙吉、同藤吉、同馬吉、娘きく致家出候二付相尋候得共行衛相知不申候二付御届奉申上候〕	請人五人組頭清五郎、百姓代儀兵衛、年寄伊右衛門、兼帯御厨村庄屋勘左衛門	信楽御役所	安政 7 年 1 月 13 日	ウ
76	乍恐以書付御願奉申上候〔当村元庄屋相勤候喜右衛門死後家せい義借財銀相嵩年来困窮仕候二付身代限被仰付左候得者旧来之百姓一家及断絶候様成行何共歎ヶ敷奉存候得者出入御勘弁二相成候様被為仰立成下候八、御聞濟之上連々濟方被為仰付候様相成者家名茂断絶不為致相続相成候〕	百姓代儀兵衛、年寄伊右衛門、右村兼帯御厨村庄屋勘左衛門	信楽御役所	安政 7 年 1 月 13 日	ク
77	乍恐以書付失人御訴奉申上候〔下小坂村無高卯兵衛、同人妹かじ、家出仕候二付相尋候得共行衛相知れ不申候二付御届奉申上候以上〕	卯兵衛五人組頭儀兵衛、年寄伊右衛門、兼帯御厨村庄屋勘左衛門	信楽御役所	安政 7 年 1 月 13 日	ウ
78	乍恐以書付失人御訴奉申上候〔下小坂村無高清八、悻弥兵衛、同仙吉、同藤吉、同馬吉、娘きく家出候二付三十日限尋方被為仰付相尋候得共行衛相知れ不申御日切茂相満候二付御届奉申上候以上〕	清八五人組清五郎、百姓代儀兵衛、年寄伊右衛門、兼帯御厨村庄屋勘左衛門	信楽御役所	安政 7 年 2 月 25 日	ウ
79	乍恐以書付失人御訴奉申上候〔下小坂村無高卯兵衛、同人妹かじ、家出仕候二付三十限ノ尋方被為仰付相尋候得共行衛相知れ不申御日限茂相満候二付御届奉申上候〕	卯兵衛五人組頭儀兵衛、年寄伊右衛門、兼帯御厨村庄屋勘左衛門	信楽御役所	安政 7 年 2 月 29 日	ウ

No	内 容	作成者又は当事者	宛 名	作成日	分類
80	乍恐以書付帰住奉願上候〔下小坂村無高治右衛門後家かん、同家幸助、同悻平次郎家出仕候二付三十日尋方被為仰付相尋候得共行衛相知れ不申段御訴奉申上候八、村帳外二被為仰付罷在然ル所御厨村堤方親類惣助方へ罷帰候二付様子承し候所伊勢參宮仕不斗病氣二為取合日数相立候段申之、帰住之儀奉願上候〕	かん親類嘉助、百姓代儀兵衛、年寄伊右衛門、兼帯御厨村庄屋勘左衛門	信楽御役所	安政7年2月29日	ウ
81	乍恐以書付帰住奉願上候〔下小坂村無高新兵衛、同人妻けん、同人悻藤吉、同人娘しを、同断んめ、同断りえ、致家出候二付三拾日限尋方被為仰付相尋候得共行衛相知れ不申段御訴奉申上候八、村帳外二被為仰付、同村御私料庄五郎方へ罷帰候二付様子承し候所四国八拾八ヶ所巡拜二罷出不斗病氣二為取合年数相立立帰候段申之候間村帰住之儀奉願上候〕	新兵衛親類平八、百姓代儀兵衛、年寄伊右衛門、兼帯御厨村庄屋勘左衛門	御役所	安政7年2月29日	ウ
82	乍恐以書付御届奉申上候〔融通大念仏宗下小坂村浄雲寺住持慈戒義病氣二寺役法用向難相勤候二付退寺仕融通本山罷越度申之二付退寺之儀乍恐奉願上候〕	浄雲寺日中惣代元三郎、伊右衛門、百姓代儀兵衛、兼帯御厨村庄屋勘左衛門	信楽御役所	安政7年2月29日	キ
83	乍恐以書付復住奉願上候〔融通念仏宗下小坂村浄雲寺先住職慈戒病氣二而寺役法用難相勤退寺仕右本山ノ拙僧江復住之儀被申付依之本寺証文取之奉差上候間復住之儀奉願上候〕	浄雲寺当住現覚、日中惣代元三郎、同断伊右衛門、百姓代儀兵衛、兼帯御厨村庄屋勘左衛門	信楽御役所	安政7年2月29日	キ
84	乍恐御訴訟〔願掛ケ預ケ銀滞出入〕	麻次郎、庄屋益次郎	御奉行	安政7年間3月2日	力
85	乍恐以書付御届奉申上候〔畑方木綿作累日之永雨降り続候故雨腐多分出候二付毛替願〕	百姓代儀兵衛、年寄伊右衛門、見習庄屋鉄次郎、兼帯御厨村庄屋勘左衛門	信楽御役所	万延元年6月16日	オ
86	乍恐以書付御願奉申上候〔元庄屋相勤候喜右衛門死後家せい儀年来困窮仕候二付而八借財銀相高銀子調達難出来銀子返済不仕候得者出入御勘弁二相成候様被為仰立成下候所御聞濟之上連々濟方被為仰付候様相成候得共家名も断絶不為致相続相成候義八全御仁恵之仕儀者重畳難有奉存候〕	百姓代義兵衛、年寄伊右衛門、右村兼帯御厨村庄屋勘左衛門	信楽御役所	万延元年6月	ク

No	内 容	作成者又は当事者	宛 名	作成日	分類
87	乍恐以書付御願奉申上候〔下小坂村御年貢米納者十分一之外皆米納二昨未年迄者相納候得共当年之儀者多分株腐等出来候而御米揃兼迎も十分一之外皆米納等出来不申哉二奉存候二付三分一十分一銀納之外米納二被仰付下候様御願奉申上候〕	百姓代儀兵衛、年寄伊右衛門、見習庄屋鉄次郎、右村兼帯御厨村庄屋勘左衛門	信楽御役所	万延元年6月	才
88	乍恐以書付御願奉申上候〔無高かん致家出相尋候所行衛相知れ不申然ル所親類嘉助当村領字明屋地唱候畑地井戸江落入水死之者有之を見付及見候所右かん之姿二能似寄候様相見へ候二付此段御願奉申上候〕	かん親類嘉助、百姓代儀兵衛、年寄伊右衛門、見習庄屋鉄次郎、兼帯御厨村庄屋勘左衛門	信楽御役所	万延元年11月1日	イ
89	乍恐以書付失人御願奉申上候〔下小坂村かん同家幸助当致家出候二付相尋候得共行衛相知れ不申此段御願奉申上候〕→右願出不申二付不用但し幸助儀八十月二十九日夜病死いたし候事	かん親類嘉助、五人組頭安兵衛、村役四人	信楽御役所	万延元年11月1日	イ
90	乍恐御願奉申上候〔当村百姓治右衛門後家幸助義年来多病之處当十月初旬分別而差重困窮者之義二付病死仕候義二テ同人母かん義同日夕村内畑中井戸二而水死仕其明朝申上候二付幸助病死之始未以書付申上候〕	下小坂村かん親類惣代嘉助、組合総代安兵衛、村役人惣代年寄伊右衛門、見習庄屋鉄次郎	多羅尾民部手代村木耕助殿御場所先	万延元年11月2日	イ
91	乍恐以書付失人御願奉申上候〔下小坂村無高弥三兵衛甥源助致家出候二付相尋候得共行衛相知不申此段御願奉申上候〕	源助親類弥兵衛、五人組頭喜左衛門、三役人	信楽御役所	万延元年11月5日	ウ
92	乍恐以書付失人御願奉申上候〔下小坂村弥三兵衛甥源助家出仕候二付三十日尋被為仰付相尋候得共行衛相知れ不申御日切茂相満候二付此段御願奉申上候〕	源助親類弥三兵衛、五人組頭喜左衛門、村役人	信楽御役所	万延元年12月15日	ウ
93	乍恐以書付御定免奉願上候〔去ル辰年分去申年迄御定免奉請候所年明二付当西壱ヶ年御定免年継奉願上候尤三分以上之損毛相立候八、御検見取二被為仰付候様奉願上候〕	儀兵衛、伊右衛門、鉄次郎、勘左衛門	信楽御役所	万延2年1月21日	才
94	乍恐以書付御定免奉願上候〔去ル辰年分去申年迄御定免奉請候所年明二付当又是迄之通年継可願上候処近来違作相続候而对二去申年者違作二而御検見入奉願上候所御破免被為仰付下置当西年分引続御検見入二被為成下候様奉願上候候得共奉恐入依之当西壱ヶ年御定免年継奉願上候〕	百姓代儀兵衛、年寄伊右衛門、見習庄屋鉄次郎、兼帯庄屋勘左衛門	信楽御役所	万延2年1月22日	才
95	当村佐兵衛後家くま娘やす当西四拾六歳に罷成候者此度同村御私領方茂兵衛方江嫁付いたし人別送手形差出候		くま代長助へ渡	万延2年1月22日	工

No	内 容	作成者又は当事者	宛 名	作成日	分類
96	当村吉兵衛後家この当西四拾四才養子政二郎当西三十才娘せい当西二十五才孫いま当西五才ノ四人之此度高井田村与兵衛方江引越二付人別送差出候	吉兵衛後家この外三人		(文久元年) 2月23日	工
97	私娘しを当西式拾八才二罷成候者此度同村御私領方清吉方嫁付候二付人別送差出候	新兵衛		(文久元年) 2月23日	工
98	私弟卯吉当西拾八才二罷成候者此度同州河内郡吉田村長右衛門方へ養子二差遣候二付人別送差出申候	喜左郎		(文久元年) 2月23日	工
99	乍恐御訴訟〔預ケ銀滞出入(八月二十一日対決、河州丹北郡一津屋村清三郎幼少代願人八右衛門、下小坂村相手伊右衛門、預ケ銀利足元利相滞候)〕	右八右衛門、右村庄屋清右衛門	御奉行	文久元年 7月21日	力
100	其村当西切替定免之儀先達而願之趣を以江戸表へ相伺置候所今般御下知相濟右二付申渡儀有之間三役人印形持之庄屋年寄之内早々可罷出候其節此書付可返もの也→右書付茨田郡池田川村ノ為持遣有之二付人足質四百五十文相渡	河州若江郡下小坂村庄屋、年寄	信楽御役所	(文久元年) 酉 9月 2日	才
101	河州渋川郡東足代村百姓吉右衛門娘たき当戌拾八才二罷成候者此度私妻二貰請候二付人別送手形被遣候二付引取一札相渡ス	徳蔵		(文久 2年) 戌 2月24日	工
102	私同家罷在候なが当戌式拾五歳二罷成候者其御村忠右衛門方江嫁付候二付人別送遣ス	長助		(文久 2年) 戌 2月25日	工
103	私同家罷在候まち当戌三拾歳二罷成候者同村御私領方善右衛門方江嫁付候二付人別送遣ス	和七		(文久 2年) 戌 2月25日	工
104	私倅寅蔵当戌式拾六才二罷成候者此度高井田村へ引越別宅いたし度段申出二付人別送遣ス	安兵衛		(文久 2年 戌 2月25日)	工
105	私娘よし当戌拾式歳罷成候もの摂州東成郡沢口村母恩寺弟子二差遣候二付人別送遣ス	弁次郎後家たみ		(文久 2年) 戌 2月25日	工
106	乍恐以書付奉願上候〔下小坂村之儀此度請御割賦拜見仕候処外村々で見競候得共何連之村方二而も仮御割賦ノ減石二相成左候得者当村分初御触面之通格別当村斗増初被仰付義二御座候哉与心痛仕是悲可相納義二御座候ハ、初拾石来亥子式ケ年二割合可相納候〕	百姓代儀兵衛、年寄伊右衛門、見習庄屋鉄次郎、兼帯御厨村庄屋勘左衛門	信楽御役所	文久 2年11月	才
107	当村やす方江同村儀右衛門娘すえ嫁来候二付人別引取手形相渡ス年寄伊右衛門へ相渡ス	やす		(文久 3年) 亥 8月17日	工
108	当村平八方江同村吉兵衛養子吉右衛門養子二貰請候二付人別引取手形年寄伊右衛門へ相渡ス	平八		(文久 3年) 亥 8月17日	工

No	内 容	作成者又は当事者	宛 名	作成日	分類
109	乍恐以書付奉願上候〔下小坂村之儀者当子年々御定免年季明二付御定免奉請可申之處当子年々御検見入奉願上候〕	百姓代儀兵衛、年寄伊右衛門、見習庄屋鉄次郎、兼帯御厨村庄屋勘左衛門	信楽御役所	文久4年2月2日	才
110	差上申一札之事〔私共村方之儀当子御定免年季明二御座候処御検見入奉願上候上者豊凶二随ひ御取箇被仰付度段申上候〕	下小坂村百姓代儀兵衛、年寄伊右衛門、兼帯御厨村庄屋勘左衛門、惣代庄屋勘左衛門	信楽御役所	文久4年2月2日	才
111	私妹すへ当子三拾三才二罷成候者此度御私領同村定吉方へ嫁付いたし候段承届人別送り差出候	仙吉		(元治元年)子3月4日	工
112	当村御私領五左衛門後家なを当子四拾壹才娘すて当子九才養子万次郎当子拾五才ノ三人之者引取手形遣之	定治郎			工
113	差上申一札之事〔私共村方之儀当子御定免年季明二御座候処御検見入被仰付被下度右奉願上候上者悪作之年柄者如何体御取増相成候共出来方二応御取箇被仰付候義二付決而御願ケ間敷義申上間敷候間御検見入豊凶二随ひ御取箇被仰付度段申上候〕	下小坂村百姓代儀兵衛、年寄伊右衛門、見習庄屋鉄次郎、兼帯庄屋勘左衛門		文久4年2月2日	才
114	乍恐以書付刈上奉願上候〔下小坂村刈上奉願上候御取箇之儀者上合毛被仰付願上候〕	百姓代儀兵衛、年寄伊右衛門、見習庄屋鉄次郎、兼帯御厨村庄屋勘左衛門	信楽御役所	元治元年9月13日	才
115	乍恐以書付奉願上候〔当年者近年稀成大旱魃二而三分一十分一銀納二被仰付下度奉願上候〕	百姓代儀兵衛、年寄伊右衛門、見習庄屋鉄次郎、兼帯御厨村庄屋勘左衛門	信楽御役所	元治元年11月26日	才
116	悴梅吉当丑四才二罷成候者此度御厨村堤方善七方へ養子差遣候人別送手形差遣候	死亡 仙七		(元治2年)丑2月28日	工
117	覚〔当村太吉改名弥三兵衛方江其御村清右衛門娘みわ養女被差遣則人別送茂被差遣其後みわ義親元江立歸り居罷在候二付人別斗当村二有之儀者如何事二而御座候哉御答可被下候〕	下小坂村御料方庄屋	稲田村御役人中	(元治2年)丑3月1日	工
118	私娘うの当丑三拾壹才二罷成候者此度同村御私領方半左衛門方江嫁付候段申出二付人別送差出し申候以上	平八		(元治2年)3月7日	工

No	内 容	作成者又は当事者	宛 名	作成日	分類
119	乍恐以書付奉願上候〔当村百姓代儀兵衛及老年対二近年御多病二而役義難相勤退役奉願上候跡役之儀者同人孫徳蔵甚実体成もの二付百姓代為相勤申度奉存候二付此段御願奉申上候〕	徳蔵、年寄伊右衛門、見習庄屋鉄次郎、兼帯御厨村庄屋勘左衛門	信楽御役所	元治2年3月17日	ア
120	私妹はま当寅三拾弍才二罷成候者此度御私領方武兵衛方江致嫁付候段申出二付人別送差出し申候	甚右衛門			工
121	御厨村堤方りと方江去寅年宗旨送り差出候所此度親跡相続いたし度村送二差遣承届人別引手形遣入	嘉助跡なみ		(慶応3年)卯6月29日	工
122	乍恐以書付雨乞御願奉申上候〔六月下旬の雨潤無御座候二付氏神江御酒燈明を献し一雨御座候迄雨乞仕村内百姓共一統祈念仕度奉存此段御願奉申上候〕	下小坂村百姓代徳蔵、年寄伊右衛門、見習庄屋鉄次郎、兼帯庄屋勘左衛門	信楽御役所	慶応3年8月	才
123	乍恐以書付御届奉申上候〔当村見習庄屋鉄次郎義御召捕二相成大坂町奉行所の御出役二相成御調之上入牢被仰付右始末之儀者同州河内郡日下村竹松方二而同州若江郡寺内村船橋屋久兵衛名前ヲ以竹松方二而毛綿拾八疋買取候此代銀之始末二付右御調中入牢被仰付候〕	百姓代徳蔵、年寄伊右衛門、兼帯庄屋勘左衛門	信楽御役所	慶応3年9月	イ
124	乍恐以書付奉願上候〔当村御年貢米納之儀十分一之外正米納り来候得共近来米払底二而畑方多場所二而米納難出来難洪仕居候然ル所此度被仰出之金子之割ヲ以差出候様相成候得者十分一米代銀二而何程も無御座候間右割金奉差上候上八三分一米納之分銀納被仰付下候様乍恐奉願上候〕	下小坂村百姓代徳蔵、年寄伊右衛門、見習庄屋鉄次郎、兼帯庄屋勘左衛門	信楽御役所	慶応3年9月	才
125	当村年寄伊右衛門悺元三郎当辰三拾才二罷成候者此度河州渋川郡鞍作村良助方江元三郎親養子参人別送差出申候	伊右衛門		(慶応4年)辰2月21日	工

(表3) 諸願要用留帳に載る家出人の状況

No	家出人名	家出日	御訴日	経過	目録項目番号
1	年寄 善右衛門	嘉永7年4月16日	同5月18日	三十日尋方仰付→六ヶ月を経過するも行方知れず、11月4日御訴→過料3貫文上納→10月28日親類渋川郡北蛇草村直右衛門方へ罷帰→帰住願→善右衛門召出仰付→11月25日善右衛門再度家出	5・6・7・8・13・32・35・36
2	丑松(20)	安政3年9月10日	同9月18日	三十日尋方仰付→1ヶ月を経過するも行方知れず、10月19日御訴→質物銀滞出入対決への恐れが原因として過料3貫文上納→10月29日180日尋方仰付→翌年5月13日行方知れず御訴→6月25日親類大坂安堂寺町大和屋安兵衛方へ罷帰→帰住願	54・55・57・60・61
3	無高 嘉兵衛(53) 妻 とき(35) 娘 こと(9)	安政5年12月25日	翌年1月13日	三十日尋方仰付→行方知れず、2月19日急度叱置、帳外	64・69
4	無高 治右衛門後家 かん(78) 同家 幸助(45) 忰 平次郎(6)	安政5年12月27日	翌年1月13日	三十日尋方仰付→行方知れず、2月19日急度叱置、帳外→安政7年2月12日御厨村堤方親類惣助方へ罷帰→帰住願→万延元年10月28日朝幸助病死→同日夕村内畑の井戸にてかん水死	65・68・80・88・89・90
5	無高 清八(51) 忰 弥兵衛(22) 同 仙吉(16) 同 藤吉(13) 同 馬吉(11) 娘 きく(23)	安政6年12月23日	翌年1月13日	三十日尋方仰付→行方知れず、2月25日帳外	78
6	無高 卯兵衛(39) 妹 かし(32)	安政6年12月25日	翌年1月13日	三十日尋方仰付→行方知れず、2月29日御届	77・79
7	無高 新兵衛(51) 妻 けん(42) 忰 藤吉(20) 娘 しを(28) 同 んめ(15) 同 りえ(13)	嘉永4年12月15日	同年12月21日	三十日尋方仰付→行方知れず、翌年1月22日帳外→安政7年2月9日同村私領庄五郎方へ罷帰→帰住願	81
8	無高 弥三兵衛甥源助(25)	万延元年10月22日	同年11月5日	三十日尋方仰付→行方知れず、12月15日御届	91・92

※No5の清八の女房からは安政3年7月1日家人留守中に、嘉永6年5月10日に家出した無宿宇兵衛が立ち帰り、寝込みを襲われ殺害された。(目録No50)

## 三 「諸願要用留帳」の記載内容

## ① 取締・兼帯庄屋引請の理由

まず目録No 1によつて、北に隣接する御厨村の庄屋勘左衛門が下小坂村の村政に関わるようになった理由をみる。

請書によると、下小坂村庄屋喜右衛門が買預米願について不埒な取り計らいがあつたことによつて入牢吟味中であつた嘉永七年五月に、年寄善右衛門が同月一三日家出し、両村役人が不在となり御用や村用共に支障が出来て村方不取締ともなるので、喜右衛門・善右衛門の身分到着まで最寄りの御厨村庄屋に取締庄屋を仰せ付けられたことが記されている。しかし、後日の記録（目録No 7、同No 32、同No 35、同No 36）を見ると、一様に年寄善右衛門の家出は四月一六日、庄屋喜右衛門の訴訟は質物銀滞出入となつていたので、そちらの方の妥当性が高い。また、この時点ではまだ勘左衛門は兼帯庄屋には任じられていない。

しかし翌安政二年三月に至つて、目録No 24によつて改めて、御厨村庄屋勘左衛門の取締庄屋から兼帯庄屋への変更を頭百姓伊右衛門・百姓代儀兵衛・見習庄屋鉄次郎の名前で願ひ出ている。この願書が認められ、宗旨帳面に兼帯庄屋として張紙を命じられることになつた。

なお、目録No 7によると、庄屋喜右衛門も嘉永七年四月六日到家出しており、三十日尋による捜索中の五月一四日に召捕られ入牢されている。

## ② 庄屋喜右衛門の死亡

まず、目録No 2、同No 3、同No 4によつて、庄屋喜右衛門の入牢後の動静を見ておく。

嘉永七年六月三日、喜右衛門は重病のため村預けとなる。村方は医師を呼び薬用介抱をするも、様態が急変して翌四日八ツ時頃に喜右衛門は死亡した。翌日五日に検使の上、病死を確認して届けを出し、その後死骸片付けを仰せ付けられている。

## ③ 年寄善右衛門の家出

目録No 5、同No 6、同No 7、同No 32、同No 35、同No 36によつて年寄善右衛門の家出の事情をしてみる。

善右衛門年寄在職中の庄屋喜右衛門の質物銀滞出入は、対決の上日限濟方を仰せ付けられるも、出入が済まず追訴に及んでいた。その追訴中の四月一六日に善右衛門は家出し、五月一八日にその旨を奉行所に届け出ている。奉行所からは三十日尋方を仰せ付けられたが、日限を過ぎても行方が知れず、一一月四日に六回目の訴えを出した時に、過料錢三貫文を仰せ付けられ上納している。

庄屋喜右衛門の質物銀出入は対談の上、下濟みとなり六月二二日に出入を願下げになつており、翌安政二年正月中に年寄善右衛門の家出も永尋が仰せ付けられる。

ところが、当の善右衛門は安政二年一〇月二八日に親類の渋川郡北蛇草村直右衛門方へ帰つてることが判明し、様子を糺したところ心

願が發して四国八十八ヶ所巡拝に出たところ、病氣になって人家軒下にて諸人の介抱を請け、養生のため日数がかかったということで、村役人の連名で帰村願を支配代官所へ出した。信樂御役所からは尋ね合わせのため善右衛門を召し連れて来るように仰せ付けられたが、しかし善右衛門は同年一月二五日からまた家出し行方知れずとなる。

「諸願要用留帳」には善右衛門のそれ以降の消息は記載がない。

この間不在であつた年寄役は、安政二年一月七日にそれまで頭百姓を務めていた五〇才になる伊右衛門を村方高持百姓相談の上、年寄役として願い上げ許可されている。<sup>(5)</sup>

#### ④ 下小坂村の地勢と幕府領の困窮

時代は遡るが、加藤家文書には明和七年(一七七〇)寅二月付の下小坂村の「差出明細帳」<sup>(5)</sup>がある。この史料に記された農地・農業の状況を抄記してみると次のようになる。

一 用水之儀築留七拾五ヶ村組合樋分三里余り川下二而例年早損仕御事

一 田畑之内稲作四分程木綿作六分程仕候

一 農業之作間二八男女共二毛綿稼仕候

一 稲作木綿作分外二作不仕候御事

これによると、大和川の築留から用水を引いており、「七拾五ヶ村

組合樋」から三里余りの川下にあたり、早損の土地であること、かつ

「若江郡貳万七千石余之悪水」が楠根川筋に落ち合うことよつて、

村内の悪水が排水できずに水損も起こること、田畑の作付け割合は「稲作四分程木綿作六分程」であること、農閑期には男女共に毛綿稼を行うこと、稲作木綿作以外に作付けがないことなどがわかる。こついった状況は、八〇年余りを経てまさほど大きな変化がなかつたと思われる。

特に幕末の下小坂村は旗本石丸鈔太郎知行所と幕府領との格差が広がつていく状況が目録No 9 や同No 30 の願書などにあらわれている。以下に原文を引用する。

(目録No 9)

乍恐以書付奉願上候

河州若江郡下小坂村

一 当村之儀者往古分三十分一銀納仕来之村方二御座候所依御米操天保九戌年分九分米納二被為仰付相納来然ル所近来高持百姓困窮仕候二付而者所持之田畑者同村御私領方百姓江讓渡当御支配所二者高持無数様相成何共歎ヶ敷奉存対二当年者臨時之諸入用茂多分二相懸り候次第二茂御座候二付而者小高之村方高割二いたし候八、高持共大二難渋仕候間何卒格別之御憐愍を以右九分米納分不殘難波御蔵納二被為 仰付下候八、右入用之余銀を以臨時之諸入用價二毛仕度奉存候間乍恐此段奉願上候

右願之通御聞濟被為成下候八、御慈悲難有仕合奉存候以上

嘉永七寅年八月二日

右村頭百姓

伊右衛門 印

百姓代

儀兵衛 印

右村取締

御厨村

大津

庄屋

御役所

勘左衛門 印

右書付奉差上候所御掛り岡田喜右衛門様語聞済之趣被仰渡十月十三日罷出候節御割賦之儀被仰聞候得共当年者難波御蔵納至而六ヶ敷趣二承候間当年之所者例年之通二而三ヶ所納之御割賦を奉願上候方大二よろしく仕合御座候

これによると、元々下小坂村は「三分一十分一銀納」つまり年貢全体の四割を銀納し、残る六割を米納していたが、天保九年（一八三八）から九割方を米納するように仰せ付けられ、この割合で納めてきた。しかし、近來自分の耕地を所持している高持百姓が、困窮のため所持の田畑を同村私領地（石丸鉢太郎知行所）の百姓へ譲り渡し、代官支配の幕府領には高持百姓の数が少なくなってきた。殊に同年は臨時諸入用が多く、既に持高の少ない百姓の高割りにするから、それぞれの高持百姓が大いに困窮している。よって、九分方米納分全て

を難波蔵へ納入したいという願書である。これに対して大津代官所はその旨聞済のうえ、この年の難波蔵納は非常に難しいので、例年通り江戸・京都・難波の三ヶ所納を願ひ出ることを達している。

（目録No 30）

乍恐以書付御歎願奉申上候

河州若江郡下小坂村

一当村御田畑地所之儀田方場所至而地低く御座候而上郷式万七千石余之悪水楠根川表へ流来大雨出水之砌者洩水越水仕居村分東手御田畑分悪水湛立毛水冠与相成候而水腐仕候年柄も御座候且又大和川築留用水樋加入村方二御座候得共右樋先分式里余之流末二而用水手当二も相成不申候得共年々多分之諸入用差出し難波仕候居村方二御座候（中略）尤当村方八年々小百姓共困窮仕候二付而自ら所持之御田畑御私領方へ譲り渡し候故高持百姓逆も無数漸御高六拾七石式斗式升八合残高九拾石九合八同村御私領方百姓入作与相成尚残三拾七石四斗五升四合小若江村象之助御厨村太左衛門両人入作与相成候体之儀二而纒之居村之持高二而難波仕候儀二御座候（後略）

この安政二年一〇月付の願書では、水旱両難のため定免を守ることができないので、検見入を願ひ出で許可されたことが記載され、その副因となる村内の事情を説明し、この願ひ出についての理解を申し出ている。その村内の事情というのが、引用文に説明されている。箇条書きにすると次のようになる。

1. 下小坂村は低地にあり、大雨が降ると上郷二万七千石余りの悪水が楠根川筋に流れ落ちて浸水し、作物は水腐りすること。
2. 下小坂村は大和川築留用水樋加入の村方であるが、樋から二里(「三里」の誤りか)余りも離れた流末にあり、用水の手当に毎年多くの諸入用がかかっていること。

3. 下小坂村は毎年小百姓が困窮し、所有地を村内の私領方(石丸鈔太郎知行所)へ譲り渡し、高持百姓も少ないこと。

4. 居村百姓の持高は六拾七石式斗式升八合で、それ以外の村高のうち九拾石九合は同村私領方からの入作、あと残り三拾七石四斗五升四合は小若江村象之助と御厨村太左衛門両人の入作であること。

このように、下小坂村幕府領の高持百姓は経済的に困窮し、目録No9の願書同様に、田畑を石丸氏私領方の百姓に譲り渡すので、数も減っているという事情が繰り替えし説明されている。したがって、「下小坂村幕府領の概況」の末尾にも記したように、村高のうち、居村百姓の持高が出作百姓の持高を大きく下回り、万延二年(一八六一)にはその少ない居村百姓の持高すら下方修正しなければならぬ状況が生じてくるのである。

この項で以上述べて来たような下小坂村幕府領の百姓の困窮状況と同村の地勢を要因とする田畑破免・違作の状況を「諸願要用留帳」の記載内容から例示しながら、具体的に示してみよう。

##### ⑤ 百姓困窮の状況

目録No54～61の記述に基づいて、高持百姓丑松の例を見てみたい。このケースでは、質物銀滞出入とそれにまつわる家出・帰住の二つの内容が含まれている。

丑松は、安政三年一〇月二日付の目録No55「乍恐以書付家出御訴申上候」の冒頭に「御高七石八斗五升九合持」の二十歳になる百姓と掲載されている。訴書によると丑松は嘉永元年(一八四八)一二月石丸鈔太郎知行所の同村善五郎方へ所持田畑建家を質物に入れ、質物証文二通をもって銀八貫目を借用していた。この利足銀の滞りにより、安政三年八月三日大坂御奉行所へ、善五郎名前退保太郎幼少代宇右衛門より建家田地質物出入を訴えられ、九月一三日対決のところ、同月一〇日丑松は家出をする。隣家五人組で心当りの所々を捜したが行方が知れず同一八日御訴を上げ、三十日尋方を仰せ付けられる。この日限が過ぎてはまだ行方がわからず一〇月一九日に再度訴えたところ、丑松は質物銀出入りの対決を恐れて家出をしたとして、三十日尋方を仰せ付けても行方知れずにつき過料として銭三貫文を課せられることになる。これを上納し、その旨一〇月二日に届けたところ、同二九日に百八十日尋方を仰せ付けられる。そしてその期限も切れた翌安政四年五月三日、行方知れずの訴えを五人組・村役人の連名で信楽御役所へ申し出る。

一方質物銀滞出入の方は示談が整い、同年五月六日に、願高五貫百七拾四分のうち三貫七百七拾五匁を丑松帰村後受取ることとなり、残りの銀壹貫三百九十五匁四分は容赦となつて収束する。

丑松は五月三日の百八十日尋の期限が切れ、尋方赦免の上帳外を仰せ付けられたが、実は四月二五日に親類大坂安堂寺町大和屋安兵衛方まで帰っていたことが判明し、事情を糺したところ、心願が起こり伊勢参宮をしたが、病気になり諸人の介抱を受けて養生をしていたため日数が掛かったとのことで、七月に帰住願を出す。この経緯は目録No 32 に記された年寄善右衛門のケースと酷似している。

他にも目録No 80の無高百姓かん・同家幸助・忰平次郎の家出の場合にも伊勢参宮による同様の理由で帰住願を出しているし、目録No 81の無高百姓新兵衛・妻けん・忰藤吉・娘しを・同断んめ・同断りえの家出の場合にも四国八十八ヶ所巡拝による同様の理由で帰住願を出している。このような状況を見ると、この理由は帰住願に至る一定の慣例、あるいは定形の言い訳のようにもとれる。

貸借によつて訴訟になるケースの中には、田畑を質に入れて借用銀を返済できずに質流れになつて耕地を譲り渡すケースが多かつたことは想像に難くない。例えば目録No 73、同No 74にある例を見てみよう。

これは訴訟願ではなく、兼帯庄屋勘左衛門が、借銀をした下小坂村喜太郎の親類芝神並村(芝村カ)八郎兵衛にあてた念書のようなもので、日付は(安政六年)未七月二五日である。

(目録No 74)

覚

一 其元御親類下小坂村喜太郎居屋敷土蔵ヶケ所雪隠ヶケ所同村儀兵衛方へ質物入二相成候所利足銀滞候二付及催促候所同人質流二讓

受呉候様申之二付此度其元江讓受被下候様同村安兵衛を以御掛合申入候処矢張同様質取主儀兵衛江為讓呉候様被申候趣申出二付右等之儀相違無之哉為念一応御引合申入候若又御親類之間柄を以旧地二離れ候儀歎ヶ敷被存候次第有之者右質物之元利其元分御返済有之候様取斗可被成遣候否哉此奥へ御答御記可被下候以上

右村兼帯

未七月二十五日

御厨村庄屋

勘左衛門 印

右喜太郎御親類

芝神並村

八郎兵衛殿

前書居屋敷土蔵雪隠譲り渡之儀親類共毛頭申分無御座候以上

芝村

八郎兵衛

印

つまり、下小坂村喜太郎は同村の儀兵衛に「居屋敷土蔵ヶケ所雪隠ヶケ所」を質物に入れて借銀をしていたが、利足銀滞により儀兵衛より質物の譲渡を要求されていたところ、同村安兵衛を仲介に親類の八郎兵衛に借銀の肩代わりによる質物の譲り受けを掛け合ったが、八郎兵衛は儀兵衛への譲渡に異存はないとして、申し出を断り、この旨を奥書している。

この場合、儀兵衛は石丸氏知行所のものか、幕府領のものか判然としないが、こういつた状況で庄屋がわざわざ「右等之儀相違無之哉為念一応御引合申入候若又御親類之間柄を以旧地二離れ候儀歎ケ敷被存候次第も有之者」と、親類中へ質流しの可否を念押ししているのは、高持百姓の家名存続を尊重する意識の現れとして興味深い。

この「諸願要用留帳」には、前記善右衛門や丑松のみならず、家出によって帳外になったり死亡するケースも数多い。これは人口減少の大きな要因であると思われる。同内容の再訴の場合があるので、一概に言えないが、単純に見ても記録案件の内、「ウ、失人（家出）・帰住」に分類した件数は二三件あり全体（一二五軒）の約五分の一にあたる。

ここでもう一度「諸願要用留帳」記載の家出人の経過を整理すると、表3（P252参照）のようになる。

各家出の事情を総合すると、高持百姓の場合は、三十日尋方を六ヶ月間続けて行方知れずの場合に過料三貫文を徴収されて永尋になり帳外となるのに対して、無高百姓の場合は一回の三十日尋方で行方知れずでも帳外となっている。また、丑松のように明らかに出入の対決を恐れて家出した場合は、高持でも一回の三十日尋方で過料三貫文を徴収されて永尋になるケースもあった。

下小坂村の百姓困窮に關してもう一例を示しておく。これは入牢の後病死した元庄屋善右衛門の後家せいのケースである。目録No76、同

No84、同No86の内容に基づいて紹介する。目録No76同No86の願書は「旧来之百姓一家及断絶候様成行何共歎ケ敷奉存」として家名存続のため、田畑質物銀滞による出入の御勘弁を村役人の連名で願い出たものである。

これらの資料に挙げられている借銀滞出入は次の二件である。

1. 安政六年一〇月二日稲葉長門守様御領分河州若江郡穴太村米次郎幼少代利助より訴えのあつた銀高一貫九七五匁三分の滞出入。同一月五日に奉行所より六十日限済方仰付があつたが返済できず。
  2. 安政七年三月二日石丸鍊太郎殿知行所河州若江郡下小坂村かじ病氣二付代麻次郎より訴えのあつた天保十五年四月の借銀高二貫目、此利二貫六〇九匁六分、元利都合四貫六〇九匁六分の滞出入。安政七年四月二日奉行所より六十日限済方仰付があつたが返済できず。
- 二件の借銀滞出入とも、天保十年八月の西丸様御普請に対する御冥加献金<sup>⑤</sup>三百疋奉上納を条件に、下小坂村幕府領の村役人連名で、せいの身代限り仰付の勘弁と、これらの滞り銀の切金を信楽御役所へ願ひ出ている。これにより、下小坂村麻次郎の切金願の結末は記録されていないが、穴太村利助の滞り銀の切金願は御聞済となった。
- このように、幕末期に下小坂村幕府領の村役人たちは、旧来の村内高持百姓の逼塞をできるだけ防ぐために、苦闘している様子が窺える。

⑥ 田畑破免・違作の状況

藤井定義「近世後期における村入用—河州若江郡下小坂村の場合—」(『歴史研究 第六号』大阪府立大学歴史研究会、昭和三十六年)に掲載される「第一表 下小坂村村入用」備考には田畑違作・凶作の注記がある。これによると、嘉永七年(安政元年)から慶応三年までの間では、次のような注記になっている。

安政二年(一八五五) 早魃  
 安政三年(一八五六) 早魃  
 万延元年(一八六〇) 違作  
 文久二年(一八六二) 綿違作  
 元治元年(一八六四) 早魃  
 慶応二年(一八六六) 田畑大違作

つまり、この一四年間だけでも六回の田畑違作・凶作があり、二・三年に一回の高い頻度である。この原因は前にも記したように、大和川築留樋から三里余も離れた流末にあること、またそれゆえに上郷の悪水が落ち合い村内悪水の排水に支障が出て水損も起きやすい地勢であるためである。「諸願要用留帳」の記録にも、ほぼ先あげた年度に願書が残っている。その内容を紹介し、当時の状況を窺うことにする。

〔安政二年〕

この年には目録No25〜同No28、同No30の六件の記録がある。これによると、田植え後四月から五月まで雨が降らず、六月には二日間雨が降ったが、田は湿る程度で、流末であり用水の引き入れにも困難で、

地割れを起こす状況を記している。しかし、七月下旬の大雨で悪水が溢れ、さらに八月二〇日にも大雨があり、どうにか穂が出た稲も冠水により、早稲は刈り取ったが晩稲の出来が逆も例年には及ばないで、検見入を願い出、御聞濟となった。刈り取った急早稲は、村高一四石六斗九升一合のうち、わずか八石三斗八升二合であった。目録No30の資料は先に「④ 下小坂村の地勢と幕府領の困窮」の項で説明をした。

〔安政三年〕

この年は嘉永四年から安政二年までの五年間の定免の年季が明け、引き続き定免年季五年間の最初の年である。目録No39の新規定免願書には、季中三分以上の損毛があった場合は、検見取を願いたいと記している。目録No53によると、この年も早魃によって高七石五斗一升五合の急早稲の刈り上げと検見入を願い出て御聞濟となっている。

〔万延元年〕

この年は五月に連日の長雨があり畑の木綿が雨腐を起こして毛替願いを出している。目録No85によってその内訳を見よう。

毛替願分

高二六石二升、一町七反四畝八歩

内一町五畝二歩 木綿作株継

三畝三歩 大豆植付

六反六畝三歩 芋植付

また、目録No87によると、五月の長雨で稲作も冠水により腐り、九

分方米納のところ、四分方銀納（六分方米納）を願い出ている。

〔文久二年〕

前年の万延元年で安政三年からの定免年季が明け、万延二年正月二日に一ヶ年季の定免願を出している。しかし、信楽御役所からは、それまでの五ヶ年季定免をなせ一ヶ年にするののかという追及があり、翌日近年の違作続きの事情によって一ヶ年のみの定免願になった旨を目録No 94によって弁明している。この願書では米一合増で願い出るが、逆に御役所からは一合増を容赦するかわりに三ヶ年の年季で定免願を出すように仰付けられ文久元年から文久三年までの定免となる。

文久二年には特に違作による破免は願い出していないが、目録No 106によると、初納の仮割賦は一〇石を念頭に手当てしているが、どの村方も減石のところ、下小坂村は同年一七石五斗と逆に基準より増えているとして、困窮を訴えて一七石五斗のうち一〇石を翌文久三年との二ヶ年に分割して上納したいとの願書を出すに留まっている。

〔元治元年〕

目録No 110、同No 113によるとこの年は文久三年までの定免年季が明け、水損早魃両難の土地柄を理由に定免の継続は断念し、当初から検見入を願い出るが、同年早速大早魃に見舞われ照枯によって稲作が大きな損害を蒙り、例年の九分方米納を三分一十分一（四分方）銀納にしてもらうように願い出ていることが目録No 115によってわかる。そして、目録No 114に早魃の年の通例に従い、九月に高七石七斗七升二合の刈上願いを出していることが記されている。

〔慶応二年〕

「諸願要用留帳」にはこの年の違作に関する記録は残っていない。しかし、目録No 122、同No 124によると翌慶応三年には、八月に早魃による雨乞願、九月には三分一十分一（四分方）銀納願が出ている。

このように地勢の面から見ても、下小坂村は水旱両難の土地柄であり、特に幕末は天候不順による違作が多かったことが、これらの記録に現れている。特に年貢上納に関しては天保九年から十分一銀納分を除く部分は全て米納を命じられていたが、商品作物木綿の畑作が多いこの地方では、銀納が望ましい。違作の年は検見入願と同様に、旧来銀納をしてきた三分一方は、従来通り銀納を願い出ることによって、困窮の打開を図ったことが窺える

#### まとめ

ここまで幕末期下小坂村幕府領の状況を見てきたが、この地域の衰退の要因は地勢的なものと、人為的なものがある。地勢的なものは築留用水樋組の流末であり、用水を取るのに手間や費用がかかること、また、大雨が降ったときは悪水の排水不良で冠水して作物が腐ることなどがあげられる。しかし、これはこの時期特有のものではなく、また同村私領方にも同様にあてはまる条件である。

ところが、この時期の下小坂村は、庄屋喜右衛門の入牢・死亡や年寄善右衛門の家出など、村役人の不始末が続いて村政も安定しない。目録No 123によると、見習庄屋鉄次郎も慶応三年に船橋屋久兵衛の名で

河内郡日下村竹松方にて綿一八疋を買取り、その代銀の始末で入牢になつている。また目録No 9の資料を例に解説したとおり、用水引入れなどの諸入用が高み、それを少ない持高の百姓に高割りするから、下小坂村幕府領内の百姓が困窮し、質物銀の滞りや家出が頻発する、そのため村内の旗本石丸鈔太郎知行所（西方）と幕府領（東方）との格差が広がり、幕府領の高持百姓は所持の田畑を同村私領地（石丸鈔太郎知行所）の百姓へ譲り渡し、代官支配の幕府領には高持百姓の数が減少していった。

一方で、注（2）で紹介した「近世後期における村入用―河州若江郡下小坂村の場合―」の中で、藤井定義が近世後期（文化一〇年～慶応三年）の下小坂村石丸氏知行所に関して、「下小坂村の財政状態を考えると、それほど苦しいものではなかつたように推察される。（中略）また、下小坂村は村財政の窮迫による郷借を行ったこともなかつたようで、見方をかえれば、村入用の村民負担はそれほど過重なものではなかつたといえるようである。」と結論づけていることから、同村幕府領との経済状態の違いが浮き彫りにされる。

## 注

- （1）嘉永七寅年六月々「河州若江郡下小坂村諸願要用留帳」（加藤家文書、大阪商業大学商業史博物館蔵）  
 （2）石丸氏知行所の石高については、東大阪市史編纂委員会『山澤家文書目録』（東大阪市、平成四年）の解説による。村高は同書以外にも、『角川日本地名辞典27大阪府』（角川書店、昭和五八年）などに

も同様の記載がある。同様に、藤井定義「近世後期における村入用―河州若江郡下小坂村の場合―」（『歴史研究 第六号』大阪府立大学歴史研究会、昭和三六年）にも、『大阪府全志』からの同様の引用が載る。そして、下小坂村の石丸氏知行所を「西方」、幕府領を「東方」と注記している。

- （3）加藤家文書には、嘉永七年から慶応二年までの二二年間各年の「家数人別増減帳」が残されている。  
 （4）「家数人別増減帳」に載る村高の内訳は、安政三年から安政七年までは、居村百姓六八・三五二石、寺持一・八一九石、出作百姓一・二四・五二石であったが、万延二年から慶応二年までは居村百姓四八・三五三石、寺持〇・四六八石、出作百姓一四五・八七石となっている。  
 （5）目録No 29  
 （6）明和七年二月「差出明細帳」（加藤家文書、大阪商業大学商業史博物館蔵）  
 （7）奥書には「芝村八郎兵衛」と記されている。  
 （8）大石慎三郎校訂『地方凡例録 下巻』（近藤出版社、昭和四四年）によれば、「欠落百姓跡株之事」の項に欠落百姓が出た場合は、その事情を吟味して届け出を行い、「何れも定法通り三十日宛六限に尋を申付、百八十日相尋ね、尋ね出さざるときは尋方等閑の趣親類村役人叱り置、請証文を取り、永尋伺差出す」と記し、この場合も大筋はこのルールに従っている。  
 （9）『大阪市史 第二』（清文堂出版、昭和四〇年）の「天保十四年の用金一件」の項には、この西丸普請の注記として「天保九年三月十日西丸焼失す、仍て造営の費として、三家以下諸侯に手傳を命じ、又萬石以下に高割上納金を課す、此外寺社農商の獻納あり」と記されている。  
 （10）目録No 76の願文の後には、これに対する信楽御役所の対応が「右奉願上候所御聞濟之上大坂町奉行所江切金御達之御状被成下候二付兼帯

庄屋勘左衛門申請罷歸り候而多田屋篤右衛門へ相渡遣候」と記されている。この場合の「切金御達」は、質物銀滞出入の判決による六十日返済も行き届かなかつたので、さらに一定期間を限り割賦をもつて返済することが許可されたという意味であろう。「日本経済史研究所『日本経済史辞典上巻』（日本評論社、昭和一五年）の「金公事」の項を参照した。」